

生徒指導部規定

1. 規律

- (1) 学校の諸規則をよく熟知し、これを守らなければならない。
- (2) 飲酒・喫煙など高校生に許されない行為はしてはならない。

2. 言動・交友

- (1) 言語・態度に礼を失する事なく、品性とけじめのある言動をとること。
- (2) 健全な交友関係を育て、生徒としての節度を保つこと。
- (3) 保護者の了解なしでの外泊や夜間の訪問は慎むこと。



3. 授業

- (1) 高校の授業は、家庭学習なしには成立しないことを肝に命じ、その努力を続けること。帰宅したらまず机に向かい、その日にすべきことを整理すること。
- (2) やむを得ない場合を除いて、授業に遅刻しないこと。
- (3) 教科担当の先生の指示に従い、静粛に授業にのぞむこと。

4. 携帯電話(スマートフォンなど)

- (1) 本校では、携帯電話の学校での使用を「原則禁止」としている。ただし、保護者から「使用許可願い」が提出された場合は、「ルール厳守のもとでの適切な携帯電話の利用」を義務づけ、その使用を認めている。
- (2) 考査中、授業中、SHR(朝礼・終礼)中、10分休憩中は電源を切る、または音が鳴らないように設定(振動音も含む)しカバンの中に入れ、携帯電話を触らないこと。
- (3) 歩きスマホは、禁止する。
- (4) 相手の許可なく撮影し、SNSへの投稿などにより人権を傷つけるような使い方をしないこと。

5. 服装・頭髪・身だしなみ

- (1) 登下校は、休日・長期休業中も含めて、制服を正しく着用すること。制服は、改変してはならない。
- (2) 頭髪は、休日・長期休業中も含めて、染色したり、パーマをあてたりするなど、手を加えてはならない。
- (3) 化粧をしてはならない。
- (4) 装飾品をつけてはならない。

6. 登下校

- (1) 遅刻してはならない。
- (2) 交通規則を守り、他に迷惑をかけないように気をつけること。通学路を守り、通行を禁止されている区域は通ってはならない。
- (3) 下校時刻は17:00(考査初日～最終日前日までは15:00)とする。教員の付添がある場合も、4月～2学期中間考査前までは19:00、2学期中間考査以降～1学期始業式前日は18:30を完全下校とする。教員の付添がなければ、休業日は登校してはならない。
- (4) 単車および電動キックボード等による通学は禁止する。
- (5) 自転車通学を希望する場合、自転車通学許可願いを提出し、許可を受けなければならない。ルールに違反す

れば一定期間の自転車通学停止さらには自転車通学を取消すこともある。具体的な禁止事項として、「二人乗り」、「信号無視」、「並列走行」、「無灯火」、「傘さし運転」、「携帯電話を操作しながらの片手運転」、「スピードの出しすぎ」、「イヤホン走行」などがあげられる。また、雨天時は必ず雨合羽を着用すること。

7. 欠席・遅刻・早退・外出

- (1)欠席・遅刻するときは、必ず事前に連絡すること。連絡方法については、別途お知らせします。
- (2)遅刻したときは、速やかに学級担任に届け出ること。
- (3)早退・外出するときは、学級担任または当該学年の先生に届け出て、職員室で早退・外出許可証を発行してもらった上で、下校すること。

8. 校舎・校具の使用

- (1)校舎・校具を汚損・破壊してはならない。汚損・破壊したときは学級担任または生徒指導部に申し出て、その指示を受けること。場合によっては弁償しなければならないこともある。

9. 遺失物・取得物

- (1)物品・金銭を遺失・拾得した時は必ず生徒指導部の係に届け出ること。
- (2)所持品は必ず記名し、現金(財布)は絶対に教室や更衣室などに放置しないこと。ロッカーは施錠すること。

10. アルバイト

- (1)高校生のアルバイトは、学業への弊害が大きく、好ましくないので原則として禁止する。やむを得ず行う場合は、保護者の承諾を得た上で学級担任を通じ生徒指導部に届け出ること。

11. 学割

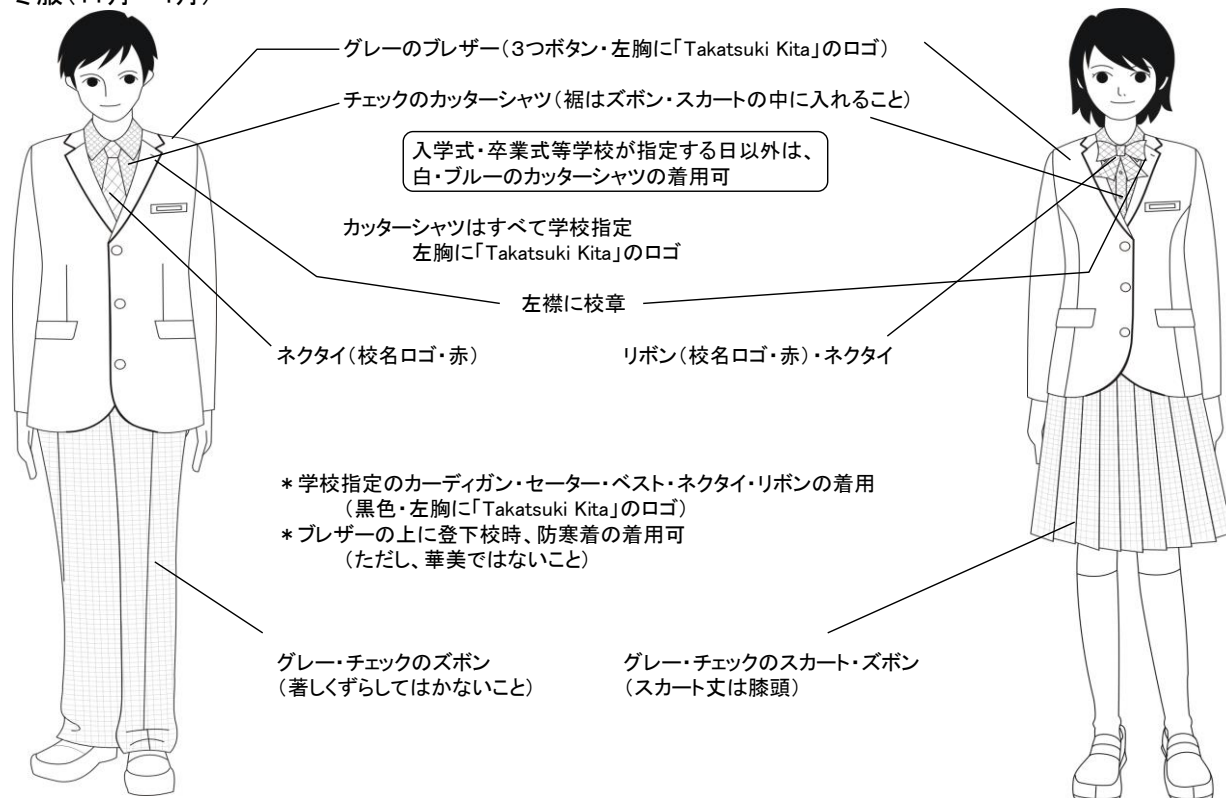
- (1)事務室にて所定の用紙を受け取り申請すること。

12. 掲示・配布・集会・募金・署名

- (1)校内での掲示・配布・集会・募金・署名などについては、生徒会関係は生徒指導部生徒会係に、その他の場合は生徒指導部に届け出てその指導を受けること。

13. 服装規定

冬服(11月～4月)



調整期間(主に5月・10月で毎年指定する)は冬服・夏服のどちらを選んでも良い。

夏服(6月～9月)

